

# 第6章

## 補助金・相殺措置

### 1. ルールの概観

#### ルールの背景

補助金は、国の政策を実現する手段の一つとして、多くの国において贈与（通常の補助金）、税の減免措置、低利融資、出資、輸出信用等様々な形態により広く交付されている。また、補助金は、目的別に見た場合には、(i)輸出補助金、(ii)国内産品優先使用補助金、(iii)産業振興補助金、(iv)構造調整補助金、(v)地域開発補助金、(vi)研究開発補助金等に分類され、受益者に着目して見た場合には、(ア)補助金の交付が特定の企業又は産業に限定されない補助金（特定性のない補助金）と(イ)補助金の交付が特定の企業又は産業に限定される補助金（特定性のある補助金）に大別される。

このような補助金は、場合によっては自国の産業を必要以上に保護し、ひいては自由な貿易競争を歪曲することにもなりかねないことが広く認識されている。例えば、補助金の交付を受けた産品の輸出が当該産品の輸入国の国内産業に損害を与えたり、国内産品への補助金の交付が競合する同種の産品輸入を減少させたり（輸入代替）、補助金の交付を受けた産品の競争条件が第三国市場において有利となったり（第三国代替）する場合である。

WTO補助金・相殺措置協定では、贈与、貸付、出資、債務保証、税減免、政府調達、並びに政

府による物品やサービスの提供など、受領者に利益が生じる政府の制度を広く「補助金」として規律の対象とした上で、農産品を除く全ての産品（林水産品含む）に関し、特に貿易歪曲効果が高い輸出補助金と国内産品優先使用補助金の交付を原則禁止している。

更に、交付が禁止されない補助金であっても、補助金を交付された産品の輸出が当該産品の輸入国の国内産業に損害を与えている場合には、一定の手続に従って輸入国政府が相殺関税を賦課する等の対抗措置を認めている。

また、農産品に関しては、農業協定でルールを定めており、輸出補助金及び国内助成の削減義務等を課している。

#### 法的規律の概要

##### 補助金協定

補助金に関する法的規律については、GATT第6条、第16条に基本原則が規定されているほか、補助金一般に関する実施規定として「補助金及び相殺措置に関する協定」（以下「補助金協定」という。）がある。（注1）

現行補助金協定は、東京ラウンドにおいて策定された「関税及び貿易に関する一般協定第6条、第16条及び第23条の解釈及び適用に関する協定」（以下「旧補助金協定」という）に代わ

## 第II部 WTO協定と主要ケース

る新たな規律としてウルグアイ・ラウンドにおいて策定されたものであり、旧補助金協定と比較して、定義の明確化および相殺関税に関する規律の強化・明確化等が図られた。

現行補助金協定では、対象となる補助金の定義を規定した上で、同定義に該当する補助金をその目的・性格等によって3つのタイプに分類（トラフィック・シグナル・アプローチ）して、それぞれの分類ごとに相殺措置や救済措置との関係・手続を規定した上（図表6-1参照）、開発途上加盟国に対する優遇措置や市場経済移行加盟国に対する経過措置等（図表6-2参照）が規定された。

なお、①「著しい害」の推定規定（補助金協定第6条1項）、②グリーン補助金（補助金協定第8条、第9条）の規定については1999年末までの暫定適用（補助金協定第31条）であることから、1999年末までに適用延長の可否について決定することになっていた。しかしながら、一層の途上国配慮を前提に適用延長を認める立場の途上国と、途上国配慮とは関連付けずに同規定の単純延長のみが適当であるとする先進国等との対立により、コンセンサスが得られず、1999年末に著しい害の規定及びグリーン補助金の規定は共に失効した。

これにより、悪影響を及ぼすと考えられるイエロー補助金（相殺関税措置及び救済措置の対象となる補助金）の一つである他の加盟国の利益に著しい害を及ぼす補助金について紛争解決手続で争う場合には、製品の価額に占める補助金の割合が5%超という定量水準による著しい害の推定規定である補助金協定第6条1項が失効したことから、著しい害の証明は補助金協定第6条3項に規定する定性的基準により行うこととなった。（注2）

また、グリーン補助金規定（補助金協定第8条、第9条）の失効により、特定性のある補助

金は全て相殺措置の対象となった。つまりそれまで相殺関税措置の対象とならなかった補助金協定第8条2項に定める(a)研究開発補助金、(b)地域開発補助金、(c)環境補助金についても、特定性のあるものについては相殺関税措置の対象となっている。（注3）

（注1）

農業については「農業に関する協定」が別途定められているところであるが、林産物及び水産物についてはこの補助金協定が適用される。

（注2）

### 「著しい害」の推定規定（第6条1項＝ダークアンバー補助金）

他の加盟国の利益に対する「著しい害」が存在すると推定される補助金として、①補助率5%超の補助金、②営業損失補助金、③政府債務の直接免除を規定。

### 著しい害が生じる場合（第6条3項）

他の加盟国の利益に対する「著しい害」がいかなる場合に生じうるかに関して、以下の4つのケースを示している。(a)補助金交付国市場における他国からの輸入代替または妨害、(b)第三国市場における他国からの輸出の代替又は妨害、(c)補助金つき製品の著しい廉価販売、または価格の抑制、価格の引き下げ、売り上げの損失を生じさせている場合、(d)特定の一次産品の世界市場でのシェア拡大。

（注3）

### グリーン補助金の範囲（第8条）及び救済措置（第9条）

相殺関税措置の対象とならない補助金（グリーン補助金）として、特定性のない一般利用可能補助金（第8条1(a)）、並びに特定性のある補助金で一定の要件を満たす研究開発補助金、地域開発補助金及び環境保全補助金を定義（第8条1(b)）。特定性のあるグリーン補助金により著しい悪影響を生じた場合の協議及び救済措置を規定（第9条）。

<図表6 1> 補助金協定の現状

<p>特定性のある補助金</p>	<p><b>レッド補助金</b>＝禁止補助金＝輸出補助金と国内産品優先使用補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入国は相殺関税措置を執ることができる。</li> <li>・他国から紛争処理手続に申立てられた場合、最終的に補助金の廃止を勧告される。勧告に従わない場合、申立国は対抗措置を執ることができる。</li> <li>・参考条文：第3条、第4条</li> </ul> <hr/> <p><b>イエロー補助金</b>＝悪影響を及ぼす補助金</p> <p>悪影響とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①他国の国内産業に対する損害</li> <li>②関税譲許の無効化又は侵害</li> <li>③「著しい害」の存在</li> </ol> <p>第6条1項（ダークアンバー補助金）及び第6条3項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入国は相殺関税措置を執ることができる。</li> <li>・他国から紛争処理手続に申立てられた場合、悪影響を除去する措置または補助金の廃止を勧告される。勧告に従わない場合、申立国は対抗措置を執ることができる。</li> <li>参考条文：第2条、第5条、第6条3項、第7条</li> </ul> <div data-bbox="842 571 1276 846" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>ダークアンバー補助金</b></p> <p>＝「著しい害」が推定される補助金</p> <p>＝補助金の総額が製品の総額の5%を超える場合又は産業あるいは企業の営業上の損失を補てんする補助金又は債務の直接的な免除</p> <p>・参考条文：第6条1項</p> <p style="text-align: center;">1999年末で失効</p> </div> <div data-bbox="842 913 1276 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>グリーン補助金</b></p> <p>＝特定性はあっても相殺関税措置の対象とならない補助金。但し、著しい悪影響がある場合は救済措置の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発補助金</li> <li>・地域開発補助金</li> <li>・環境保全補助金</li> </ul> <p>・参考条文：第8条、第9条</p> <p style="text-align: center;">1999年末で失効</p> </div>	<p>相殺関税措置及び救済措置の対象</p>
<p>特定性なし</p>	<p><b>特定性を有しない補助金</b></p> <p>（このカテゴリの補助金を「グリーン補助金」と呼ぶこともある）</p>	<p>対象外</p>

※ 上記補助金に係る紛争について、レッド補助金は第4条に、イエロー補助金は第7条に通常のWTO紛争解決手続よりも短縮された日数が設定されている。また、同条文によれば協議の際に「入手可能な証拠」を付することとされており、通常の協議要請と異なる。

<図表6 2> レッド補助金（禁止補助金）に関する優遇措置及び経過措置

	輸出補助金禁止	国内産品優先使用補助金禁止
後発開発途上国	不適用	WTO協定発効後8年間不適用
補助金協定附属書VII(b)の開発途上国 (1人当たりのGN Iが1000ドル未満(注1))	不適用	WTO協定発効後5年間不適用
その他の開発途上国	WTO協定発効後8年間不適用。但し、下述(3)のとおり、21か国の輸出補助金について延長が承認されている。	WTO協定発効後5年間不適用
先進国	加盟後3年間不適用	加盟後3年間不適用
市場経済移行国	WTO協定発効後7年間不適用	WTO協定発効後7年間不適用

(注1) ドーハ閣僚宣言パラグラフ10.1で、①一人当たりGN Iが1990年換算で直近3年連続1,000USドルに達しない及び②一人当たりGN Iが世銀最新の現行ドル換算で1,000USドルに達しない限りは附属書VII(b)の開発途上国に留まる、という卒業要件が定められた。なお、パラグラフ10.4では、これらの要件により附属書VIIを外れても、一人当たりGN Iが1,000USドルを下回った場合には、再び附属書VIIの規定を受けることができることとされた。

**農業協定（補助金関係）の概要**

農産品に対する補助金（国内助成措置及び輸出補助金）については、農業協定に定めるところによるとされている（農業協定第21条参照）。

**国内助成（第6条及び第7条）**

(i) 国内助成を削減対象（「黄」）と削減対象外（「緑」、「青」）の政策に分類する。

(ii) 次のような政策は、一定の条件を満たした場合「緑」の政策とする。

- ・ 研究、普及、検査、農村基盤整備、市場活動等に関する一般サービス
- ・ 食糧安全保障目的の備蓄
- ・ 国内食糧援助
- ・ 生産と直接結びつかない（デカップリング）所得支持
- ・ 収入の大幅減少に対する補償
- ・ 自然災害に対する補償
- ・ 生産者引退、農地転用及び投資援助による構造調整
- ・ 環境対策

・ 地域援助対策

(iii) 「青」の政策とは、生産制限計画による直接支払いのうち、次のいずれかの要件を満たすもの

- ・ 一定の面積及び生産に基づいて行われる支払い（EU共通農業政策に基づく穀物生産者に対する面積当たりの補償支払等）
- ・ 基準となる生産水準の85%以下の生産について行われる支払い（日本の稲作経営安定対策等）
- ・ 一定の頭数について行われる家畜に係る支払い（EU共通農業政策に基づく子付き雌牛の飼養者に対する基準年の頭数を上限とした補償支払等）

(iv) 削減対象外の政策を除くすべての政策（「黄」の政策）について、総合的計量手段（AMS(注)）により支持の総額を計算し、6年間にわたってその総額の20%の削減を行う。ただし、特定の製品の国内助成の額がその製品の生産総額の5%以下である

場合等には、この国内助成は AMS に含める必要はない。

- (注) AMS (Aggregate Measurement of Support) とは、農産品や農業生産に関する支持の規模を示すものであり、市場価格支持、削減対象から除外されない直接支払い等が該当する。個別の産品について計算されるほか、産品特定のでない支持については、全体の金額ベースで計算される。なお、基準年は 1986～1988 年とする。

#### 輸出競争 (第 8 条～第 11 条)

- (i) 直接的な輸出補助金を対象として、6 年間にわたって輸出補助金支出額を 36 % 及び輸出補助金付き輸出数量を 21 % 削減する。
- (ii) 基準年は 1986～1990 年とする。
- (iii) 各加盟国は、協定及び自国の譲許表に明記されている約束に従って行う場合を除くほか、輸出補助金を交付しないことを約束する。

妥当な自制(いわゆる平和条項)(第 13 条)  
(農業協定第 1 条 により 2003 年末で失効)  
協定適合的な国内助成、譲許表に反映されている国内助成・輸出補助金については、補助金協定上の相殺関税措置および救済措置の対象から除外されるというもの。

なお、農業協定(補助金)に係る紛争については、WTO の紛争解決手続が適用される。

#### 輸出補助金廃止期限の延長

補助金協定第 3 条 1 項(a)は輸出補助金を禁止しているが、補助金協定第 27 条 2 項(a)により補助金協定附属書 VII(a)(b)に規定する開発途上加盟国は適用除外とされている。ドーハ閣僚宣言パラグラフ 10.1 で補助金協定附属書 VII(b)の実施

要件が定められ、2003 年に卒業したドミニカ共和国、グアテマラ、モロッコの 3 カ国を除く(注 1)、18 カ国が適用除外となっている。(図表 6—3 参照)

一方、補助金協定附属書 VII(a)(b)以外のその他の開発途上国については、補助金協定第 27 条 2 項(b)により、補助金協定発効から 8 年間(つまり 2002 年末まで)適用は除外とされていた。さらに、補助金協定第 27 条 4 項は猶予期間満了日の 1 年前までに開発途上国は委員会と協議し、委員会の決定がある場合には適用除外期間の延長を認める旨定めている。この規定に基づき、延長申請を行った 25 カ国の輸出補助金の延長の可否について、2002 年 1 月より補助金・相殺措置委員会で審議を行った。

審議の手続きは、①ドーハ閣僚宣言パラグラフ 10.6 に基づく小規模経済国に認められる特別の延長手続き(委員会が定めた一定の要件を満たせば原則として 2007 年末まで延長を認められる。その要件については、G/SCM/39 参照)、②通常の補助金協定第 27 条 4 項に基づく延長手続き(1 年毎に延長の可否を審議)の 2 つがある。1 年にわたる審議の結果、延長の権利留保(審議の対象外)(※)を行った 4 カ国及び申請を取り下げた 1 カ国を除く 21 カ国の輸出補助金について、2002 年 12 月 19 日までに委員会で延長が認められた(G/SCM/44、G/SCM/45)。2003 年は再申請を行わなかったタイを除く 20 ヶ国の輸出補助金の延長、2004 年、2005 年、2006 年はコロンビアを除く 19 ヶ国の輸出補助金の延長が認められた。(手続きの別については、図表 6—4 参照)

なお、延長申請が認められなかった補助金制度であっても当該補助金の段階的廃止期間として、最後に延長が認められた期間の満了から 2 年間の猶予が認められている(補助金協定第 27 条 4 項)。

## 第II部 WTO協定と主要ケース

上記①(ドーハ閣僚宣言パラグラフ 10.6に基づく小規模経済国)の現行延長措置については、上記のとおり 2007 年末が期限となっているところ、2006 年 4 月、バルバドス等 14 カ国は共同で、現在の特例を更に 2018 年まで延長するよう

求める提案を WTO 補助金委員会で行い (G/SCM/W/535)、現在、同委員会において更なる延長措置を行う必要性や延長の期間等について議論がなされている。

### <図表 6 3> 補助金協定附属書 により輸出補助金が認められる国々 (18カ国)

ボリヴィア、カメルーン、コンゴ、コートジボワール、エジプト、ガーナ、ガイアナ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ケニア、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、スリランカ、ジンバブエ

(注1) ドミニカ共和国、グアテマラ、モロッコは、1,000 USドル (図表 6—2 注1 参照) の計算方法が確立されたことから、2003 年に補助金協定附属書VII(b)から外れた。(G/SCM/110)

### <図表 6 4> 申請を行った輸出補助金の延長が認められた国々

注: ( ) 内の数字は延長が認められた補助金制度の数

①ドーハ閣僚宣言パラグラフ 10.6 に基づく小規模経済国に認められる特別の延長手続きにより延長が認められた輸出補助金制度を有する国 (20 カ国)

アンティグア・バブーダ(2)、バルバドス(5)、ベリーズ(4)、コスタリカ(2)、コロンビア(2) (注2)、ドミニカ(1)、ドミニカ共和国(1)、エルサルバドル(1)、フィジー(3)、グレナダ(3)、グアテマラ(3)、ジャマイカ(4)、ヨルダン(1)、モーリシャス(4)、パナマ(2)、バブアニューギニア(1)、セント・ルシア(3)、セント・キッツ・アンド・ネービス(1)、セント・ビンセント・アンド・グレナディン(1)、ウルグアイ(1)

(注2) コロンビアの輸出補助金制度は 2004 年末 (段階的廃止期間を含めて 2006 年末) までの延長。

②通常の補助金協定第 27 条 4 項に基づく延長手続きにより延長が認められた輸出補助金制度を有する国 (20 カ国)

バルバドス(4)、エルサルバドル(1)、パナマ(1)、タイ(2) (注3)

(注3) タイの輸出補助金制度は、2003 年末 (段階的廃止期間を含め 2005 年末) までの延長。

③権利留保 (※後発開発途上国である限り輸出補助金が禁止されない (補助金協定第 27 条 2 項(a)、附属書VII) が、将来において後発開発途上国でなくなった場合の延長の権利留保)

ボリビア、ホンジュラス、ケニア、スリランカ

## 最近の動向

補助金・相殺関税の賦課について、我が国では WTO 発足以前において調査を行った事例が 1 件 (注) あるのみであったが、韓国ハイニックス社製 DRAM に対して 2004 年に調査を開始し、2006 年 1 月より相殺関税を賦課している。また、近年我が国が他国から調査を受けた事例はないが、世界ではアンチ・ダンピング税と並んで補助金・相殺関税がしばしば利用されており、米国や EU も頻繁に賦課を行っている。

(図表 6—5 参照)

(注) 我が国は、パキスタンからの綿糸に対して 1983 年 4 月に調査を開始したが、1984 年 2 月にパキスタンが当該補助金制度を廃止したため、相殺関税を賦課しないこととして調査を終了した。なお、ブラジル産フェロシリコンに対しても、1984 年 3 月に相殺関税賦課の申請がなされたが、同年 6 月に申請が取り下げられたため、調査は開始されなかった。

&lt;図表 6 5&gt; 相殺関税に関する主要国の調査開始件数及び賦課件数

国名	主要国の調査開始件数													賦課件数
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計	
米 国	3	1	6	12	11	7	18	4	5	3	2	0	72	45
豪 州	0	0	1	0	1	0	0	1	3	0	0	0	6	1
カナダ	3	0	0	0	3	4	1	0	1	4	1	1	18	10
N Z	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4
E U	0	1	4	8	19	0	6	3	1	0	3	0	45	23
日 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1

(出典) GATT WTO文書

補助金・相殺措置をめぐる紛争については、GATTの中でも最も紛争の多い分野の一つであった。GATT時代に紛争が多かった背景としては、旧補助金協定において補助金の定義が曖昧であったこと及び相殺関税の発動手続規定の解釈に関して各国において隔たりが見られたこと等があげられるが、そもそも産業の保護育成のために交付される補助金をどのように評価するかについて、基本的な理念の対立が底流にあったと言える。また、紛争の内容については、補助金、損害及びその因果関係についての認定

を恣意的に行って相殺関税を不当に課しているとして輸出国が争う事例が多かったほか、国内補助金の交付が輸入品を国内市場から閉め出して当該国が行った関税譲許の利益を実質的に無効化しているとして争われる案件が見られた。WTO発足直後は、パネルの設置に至るケースが減少傾向となった時期もあったが、その後禁止補助金の紛争等をめぐり、パネルに至るケースは依然として少なくない。(資料編 図表資一 5 WTO発足後の紛争案件参照)。

&lt;図表 6 6&gt; 補助金を巡る紛争案件の推移

	1981~1985	1986~1991	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06
相殺関税	0	5	1	2	1	0	0	0	0	1	1	0	1	3	2	1	2
その他	3	2	1	0	0	0	0	1	7	2	5	1	0	2	2	0	1
合計	3	7	2	2	1	0	0	1	7	3	6	1	1	5	4	1	3

(出典) GATT WTO文書

### 経済的視点及び意義

先端技術の研究開発プロジェクト等に対して政府が支援することは、それに関係した産業の発展を促すだけでなく、その技術開発効果が他の分野で応用されることもしばしば見受けられ

ることであり、こうした研究開発への支援は、国内経済のみならず世界経済の発展に資する場合もある。また、国際競争力を失った国内産業に対して当該産業からの退出を促すための過剰設備の廃棄に補助金を交付することは、これを

## 第II部 WTO協定と主要ケース

通じて産業構造調整・雇用調整が円滑に進められた場合には、資源の適正配分を実現するだけでなく、競争力のある製品の輸入を適切に招来する効果も期待される。

しかし、補助金によっては、国内産業に国際競争力がないにもかかわらず、その交付を通じて当該産業を不当に保護し、貿易を歪曲する効果をもたらす場合があるだけでなく、構造調整という名の下で本来あるべき産業の調整過程をいたずらに遅延させる場合がある。このような補助金については、短期的には外国の製品との競争条件が自国にとって有利になることから、当該産品を生産している国内産業の利益を確保又は拡大し、当該産業における雇用の安定等に役立つ場合もある。しかし、ともすれば厳しい競争環境における生産性向上、合理化に向けた企業努力を阻害する等の悪影響を及ぼし、中長期的には当該産業の発展や国内の資源の適正配分を阻害することにもなる。世界経済から見て

も、本来達成されるべき国際分業が阻害され、資源の適正配分がなされなくなり問題である。また、短期的な市場の失敗を補完するための補助金であっても、ともすれば、その目的・期間がゆがめられる可能性があることに留意する必要がある。

更に、ある国の補助金政策が別の国の産業に損害を与え(近隣窮乏化政策)、結果的に相手国の対抗的な補助政策を誘発して補助金競争を招く場合には、当該産品に関する適正な競争条件が損なわれるだけでなく、いたずらに両国の財政状況の悪化又は納税者の負担を増大させることとなり、何ら経済厚生を高めるものとはならないと言えよう。

なお、不当な相殺関税の賦課も、当該産品の貿易に深刻な影響を与え、貿易の流れを歪曲させることから、回避されるべきであることは言うまでもない。

---

## 2. 主要ケース

---

### 米国及び EU による韓国産 DRAM に対する相殺関税措置 ( DS 296, DS 299)

アジア通貨危機を背景とした、韓国開発銀行等による社債引受、並びに 2001 年に行われた韓国政府及び関係金融機関による新規融資、債務繰り延べ等の再建支援策から利益を受けた韓国のハイニックス社及びサムソン社製造の DRAM (記憶保持動作を必要とする随時書き込み及び読み出しが可能な半導体記憶素子) 輸入により、国内産業への損害が発生したとして、EU は 2002 年 7 月 25 日に、米国は同年 11 月 27 日に、それぞれ相殺関税調査を開始した。EU は 2003 年 4 月 23 日に仮決定、同年 8 月 22 日にハ

イニックス社等に 34.8 % (サムスン社は 0 %) の相殺関税を賦課する最終決定を、米国は 2003 年 4 月 7 日に仮決定、同年 6 月 23 日にハイニックス社等に 44.71 % (サムスン社は 0.04 % でデミニマス) の相殺関税を賦課する最終決定を発表した (注)。

(注) その後、米国はハイニックス社からの指摘を受け、2003 年 7 月に相殺関税率を変更し、ハイニックス社等に 44.29 %、サムスン社は 0.04 % (デミニマス) とした。

これに対して、韓国政府は、2003 年 6 月 30 日付けで米国に対して、また、7 月 29 日付けで EU に対して WTO 紛争解決手続に基づく協議



要請を行った。しかし、両協議とも本件紛争の解決には至らなかったため、韓国政府は、同年11月21日に米国、EUそれぞれの案件に係るパネル設置要請を行い、2004年1月23日の紛争解決機関定例会合において両パネルが設置された。(我が国、中国、台湾が第三国参加。EU、米国も相互のパネルに第三国参加。)

2005年2月21日、米国の相殺関税についてのパネル報告(DS296)配布後、韓国、米国ともに上訴し、6月27日に上級委報告が配布、7月21日に紛争解決機関(DSB)会合にて採択された。上級委は、米国の相殺関税措置をWTO協定違反であるとしたパネルの判断について、証拠の認定方法等に誤りがあるとし、パネルの認定を取り消した。ただし、米国の当該措置がWTO協定整合的か否かの判断には立ち入っていない。米国は、パネルに違反を認定されつつも上訴の対象としなかった損害部分について再調査を行い、2006年2月13日、米国の国内産業が韓国からの輸入により実質的な損害を受けたとする当初の決定を継続する旨の再決定を行った。

EUの相殺関税調査についてのパネル報告(DS299)は、2005年6月17日に配布され、8月3日のDSB会合にて採択された。パネルは、EUが認定した補助金の一部について委託・指示の存在が十分立証されていないこと、因果関係の立証に不十分な点があること等を補助金協定違反と認定したものの、その他の補助金の大部分について政府の委託・指示の存在を認める等、EUの認定を相当程度肯定する内容となっている。このパネル報告を受けてEUは見直しの調査を行い、2006年4月に相殺関税率を32.9%に変更した。

### 日本による韓国産DRAMに対する相殺関税措置(DS336)

上記(1)と同様、アジア通貨危機を機に深刻な経営危機に陥った韓国ハイニックス社が、韓国政府系金融機関から新規融資、債務免除等の支援措置を受けて、DRAMを輸出したことにより、国内産業に損害を与えている疑いがあるとして、2004年6月16日、我が国半導体企業2社(エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社)から相殺関税課税申請が提出された。

我が国は、2004年8月4日に、補助金の交付を受けた輸入の事実及び我が国の産業の損害の事実等の有無等について調査を開始した(官報第3906平成16年8月4日5～6頁)。その結果、ハイニックス支援措置が政府の補助金に該当し、また、当該補助金の交付を受けたハイニックス社製品の輸入により本邦産業に損害が発生しているという事実が認められた。このため、2006年1月27日より韓国産ハイニックス社製DRAMに対して27.2%の相殺関税を賦課している。

これを受けて、韓国は、我が国の相殺関税調査における補助金の認定等が補助金協定に違反するとして、2006年3月14日に我が国に対してWTO紛争解決手続上の二国間協議の要請を実施し、同年4月25日、ジュネーブにおいて、第三国参加の米国及びEUを交えて二国間協議を行った。しかし、同協議では解決には至らなかったため、韓国は、WTO紛争解決機関(DSB)会合にて本件に関するパネルの設置を要請し、同年6月19日のDSB会合においてパネルが設置された(米国、EU、中国が第三国参加)。12月5、6日及び2007年1月23、24日開催のパネル会合を経て、2007年夏にパネル報告書が加盟国に配布される予定である。

### EU・韓国間の造船紛争 ( DS 273 DS 301)

EUは、韓国政府が大宇重工業等、商用船を製造している企業について債務免除、出資転換等の支援を行っており、これが補助金協定に違反するとしてWTOに申立を行い、2003年7月21日にパネルが設置され、2005年3月7日にパネル報告 ( DS273) が配布された。パネルは、EU側の禁止補助金に関する主張は認め、韓国にその廃止を勧告したが、EU側の「著しい害」についての主張は退け、同年4月11日のDSB会合にて採択された。他方、韓国も、EUの商用船製造業への補助金はWTO違反であるとしてWTOに申立を行い、2004年3月19日にパネルが設置され ( DS301)、2005年4月22日パネル報告が配布された。我が国は、造船業に対する国際競争への影響を懸念し、EU・韓国の双方のパネルに第三国参加を行った。韓国は、EUの商用船製造業への補助金は補助金協定第32.1条及びGATT第3条4項、同第1条1項に反することに加えて、当該補助金が、EUの暫定的防衛制度 ( TDM : Temporary Defensive Mechanism to shipbuilding) の下、韓国の補助金措置により悪影響を被ったEUの造船業を支援するために交付されたものであることは、一方的措置を禁止するWTO紛争解決了解 ( DSU) 第23条にも違反すると主張した。パネルは、まず補助金協定第32.1条、GATT第3条1項、同第1条1項違反に関しては、韓国の主張を認めず違反なしと判断している。他方、DSU 23条に関する申立については、TDM規則のデザインと構造は、紛争解決手続きの開始から終了までの期間に適用を限定するものであり、WTO紛争解決手続きと同じ種類の是正を求めるものと解され、また、韓国による当該補助金交付を変更するインセンティブを創出する効果をTDM規則が有することを理由に、パネ

ルはTDM規則を違反の是正を求める措置と認定している。このようにTDMのメカニズムはWTO紛争解決と同じ種類の是正を求めるものであり、DSU第23.1条に違反するとパネルは認定した。当該パネル報告書に対して上訴はなく、2005年6月20日、DSB会合にて採択された。なお、TDM規則は2005年3月31日に失効している。

### 米国とEUの民間航空機補助金に関する紛争 ( DS 316 DS 317)

1980年代後半、欧州エアバス社はEU各国政府 (英・仏・独・西) の補助金を活用し民間航空機市場のシェアを大幅に拡大した。これに対し米国はEUの航空産業助成制度はGATT補助金協定違反であるとして、1991年5月に当時のEECに対して (旧) 補助金協定に基づいて協議要請した。1992年7月、米・EUは、国の直接助成は総開発コストの33%を上限とするなどを盛り込んだ民間航空機協定に合意し (いわゆる「エアバス合意」)、米国は同要請を取り下げた。

しかし、2003年に入り、エアバス社の納入機数がボーイング社を大幅に上回ったことを受けて、米はエアバス社に対するEUの補助金について再度批判を開始し、EU各国政府によるいわゆる「ローンチ・エイド」等はエアバス合意及びWTO補助金協定違反であると主張。2004年10月6日、米国はEUに対してWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請するとともに ( DS316)、EUの助成制度は92年のエアバス合意に違反しているとして同協定の即時破棄を通告した。同時に、EUも米国に対し米国の航空機助成がWTO補助金協定違反であるとして協議要請を行うとともに ( DS317)、米国によるエアバス合意の一方的な破棄は認めない旨主張した。

その後、米・EUは2005年1月にWTOの紛争手続をいったん停止し、エアバス合意に替わる新協定の締結に向け交渉を開始したが、同交渉は不調に終わり、同年6月13日に開催されたDSB特別会合において、両者はパネル設置の承認を要請。翌7月20日のDSB定例会合において米・EU双方のパネルが設置され、我が国のほか、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国の6ヵ国が双方のパネルに第三国参加した。DS316及びDS317は、現在パネル審理中である。

さらに、2006年1月31日、米国は、英国ウェールズ地方政府のエアバスUK社に対する補助金交付に関し、現在設置されているパネルに加えて、当該補助金を対象とした新たな協議要請を行い、同年4月10日に追加パネル(DS347)が設置された。(なお、追加パネルは、DS316のパネル審理が終了するまで手続が一時停止となっている。一方、EUは、DS317のパネル論点より広い論点をとりあげるため、同年2月17日に追加的にパネル(DS353)を設置をしたが、本追加パネルの手続きは、停止されている。)

### 米国とカナダの針葉樹製材紛争

#### (DS 236 DS 257 DS 264 DS 277)

カナダの森林は、その多くが州有林・連邦有林で占められており、州がスタンページ制度(州有林・連邦有林の伐採権を払い下げる制度)を運用することにより、州内の製材業界へ針葉樹の木材を供給している。

このスタンページ制度について、2001年4月、米国製材業界等は、カナダ産輸入針葉樹製材に相殺関税及びダンピング防止税を賦課するよう米国政府に求める提訴を行った。これを受け米国政府は、相殺関税及びダンピング防止税調査を開始し、補助金及びダンピングの事実とこれらが損害をもたらす恐れがあるとの仮決定

による暫定措置を実施した。その後、2002年3月22日、米国商務省は補助金及びダンピングの事実について正式に決定し、5月2日、国際貿易委員会(USITC)は、カナダ産輸入針葉樹製材の輸入によって米国針葉樹製材業界に損害をもたらす恐れがあるとの最終決定を行った。5月22日より相殺関税(一律適用18.79%)、ダンピング防止税(企業毎に設定。平均8.43%)が賦課された。

カナダ政府は米国が賦課した相殺関税がWTO協定に抵触していると主張し、カナダ政府の要請によりWTO紛争解決了解に基づくパネルが、仮決定については2001年12月5日(DS236)、最終決定については2002年10月1日に(DS257)設置された。

2002年9月27日、仮決定についてのパネル(DS236)は、①スタンページ制度はWTO協定上の補助金に該当するものの、②米国の調査は協定違反であるとの最終報告書を示し、11月1日にWTO紛争解決機関特別会合で採択された。

2003年8月29日、最終決定についてのパネル(DS257)も仮決定パネル(DS236)と同様の判断を含む報告書を示したが、10月21日、米国はこれを不服として上級委に上訴した。2004年1月19日、上級委は、米国商務省の調査における補助金の計算方法は協定違反とするパネルの判断は覆したものの、補助金の転嫁分析を怠ったことはWTO協定違反であるとの報告書を示し、2月17日に紛争解決機関定例会合でこれらが採択された。米国商務省は、紛争解決機関の勧告及び裁定に従う措置であるとして、12月6日に修正された相殺関税決定を発令し、また12月20日には第1回行政見直しの最終決定を発令した。カナダ政府はこれらの措置を不服として、当該措置とWTO協定との整合性等を判断するためのパネル設置を求めた結果、2005年

## 第II部 WTO協定と主要ケース

1月14日、履行パネルが設置された。8月1日にパネル報告書、12月5日に上級委報告書が配布され、米国商務省のこれらの措置はWTO協定に違反している等とする裁定を下した。

なお、米国が行ったアンチ・ダンピング最終決定についても、カナダ政府の要請により、2003年1月8日にパネルが設置され(DS264)、2004年4月13日にパネル報告書、8月11日に上級委の報告書が示された。その結果、米国商務省のダンピング最終決定はゼロイングを適用したものであってWTO協定に違反している等との裁定がなされた(8月31日紛争解決機関で採択)。これを受けて、米国商務省は、2005年4月15日、アンチ・ダンピング最終決定の修正決定を発令したが、カナダはこの修正決定はなおWTO協定に違反しており、紛争解決機関の勧告及び裁定に従った措置ではないと主張して、履行パネルの設置を要請し、6月1日、履行パネルが設置された。2006年4月3日、米国の措置はWTOに整合的であり紛争解決手段の勧告及び策定に従ったものである旨の履行パネル報告書が出されたため、カナダは上級委員会に上訴した。同年8月15日に上級委員会はパネルの結論を覆し、米国の措置はWTO協定違反であり勧告及び策定に従っていないとする報告書を配布した。

また、USITCの損害認定についても2003年5月7日にパネルが設置され(DS277)、2004年3月22日にはUSITCによる調査はWTO協定違反である旨のパネル報告書が示され、4月26日、紛争解決機関にて採択された。これを受けて、USITCは、同年11月24日に修正決定を発令したが、カナダはこの修正決定はなおWTO協定に違反しており、紛争解決機関の勧告に従った措置ではないと主張して、履行パネルの設置を要請し、2005年2月25日、履行パネルが設置された。同年11月15日、履行パネル

はUSITCの修正決定はWTO協定には違反していないとするパネル報告書を発出したため、カナダは上級委員会に上訴した。2006年4月13日に上級委員会は報告書を配布し、USITCの修正決定はWTO協定違反であると認定し、米国の措置は紛争解決手段の勧告に従ったものであるというパネルの結論を破棄する等の裁定を下した。

2006年9月12日、両国間で、本件紛争を包括的に解決する政治的合意が締結され、同年10月12日に発効した。本合意には、米国がアンチ・ダンピング税及び相殺関税を適時的に撤廃し、2002年度以降の累積課税額約50億米ドルのうち、40億米ドルをカナダに返還(残る10億米ドルは、米国製材業界向けの資金等に充当)すること、また、本合意の有効期間内に新たな調査を開始しないことが含まれている。一方、カナダは、輸出価格が一定水準を下回った際に、輸出税の徴収もしくは輸出税と数量制限の併用のうちいずれかの措置をとることとなっている。具体的には、輸出税率は軟材製品の月平均価格に連動して0%から15%の間で段階的に設定される。また、米国内のカナダ産木材市場シェアが低下した場合等には、カナダは、徴収した輸出税を輸出者に還付することになっている。

本合意の有効期間は7年であるが、両国の合意により2年の延長が可能である。(ただし、発効から18ヶ月経過後は、相手国に6ヶ月前に書面で通知することにより本合意を終了させることができるとする規定も含まれている。)

### EUの砂糖補助金に関する紛争 (DS 265 DS 266 DS 283)

近年の補助金紛争の中で注目度が高いものとして、EUの砂糖に対する補助金紛争(DS265、266、283)と、(7)に記載する米国の綿花に対する補助金紛争(DS267)がある。両パネル共に

米・EUのWTO協定違反を認定しており（EU砂糖は農業協定違反、米国綿花は農業協定および補助金協定違反を認定）、途上国が長年問題としてきた米・EUによる農業補助金が、ラウンド交渉の場の他にWTOの紛争解決手続で違法性を問えるということを示したという意味で注目される。

EUの砂糖については、オーストラリア・ブラジル・タイが紛争を提起し、パネル報告書が2004年10月15日に発出、2005年1月13日に上訴、上級委員会報告は同年4月29日に発出され、5月19日にDSBにおいて上級委員会報告が採択された。これを受けてEUは、2005年11月24日、農相理事会において砂糖制度の改革に関する決定を採択し、2006年7月1日から適用している。同決定には、既存の介入価格の指標価格による置き換えや、砂糖の指標価格の引き下げ、テンサイ生産農家に対する所得減少を補うための補助金の支給が含まれている。また、競争力のない生産者の転業を奨励するため、EUの砂糖産業の自主的なリストラ制度を導入することも定められている。EUは、このリストラ制度により生産割当量を600万トンあまり削減することを目標としている。

#### 米国の綿花補助金等に関する紛争 (DS 267 DS 357)

米国の綿花補助金については、ブラジルが紛争提起し（DS267）、パネル報告は2004年9月8日に発出され、10月18日に上訴、上級委員会報告は2005年3月3日に発出され、同月21日にDSB会合において上級委員会報告が採択された。これを受けて米国下院は、補助金協定違反とされた輸出信用保証制度等を廃止する2005年財政赤字削減法案を2006年2月に承認した。しかし、米国の履行は不十分と主張するブラジルの要請により、2006年9月28日に履

行パネルが設置された。我が国は第三国参加をしており、2007年5月にパネル報告書が配布される予定である。

なお、米国のその他の農業補助金に関しては、2007年1月8日、とうもろこし等の農産物に対する補助金について、カナダが二国間協議要請を行った（DS357）。本ケースにおいてカナダは、米国のとうもろこし産業に対する補助金によって自国の市場が著しい害を受けていること、また輸出信用保証プログラムが輸出補助金に該当すること等を主張している。

#### 米国の輸出企業促進税制（ETI 旧 FSC）（DS 108）

第I部第1章「米国」参照。